

(陳受2第9号)

児童の権利に関する条約を促進する研究・議論をする第三者機関の設置を求めることに関する陳情

受理年月日

令和2年8月18日

陳情者

境
上野 傑

陳情の要旨

我が国は「児童の権利に関する条約」を1994年に批准しています。現在「児童の権利に関する条約」に反する出来事が多く、子どもが不遇な環境に置かれています。児童の権利に関する条約を大きく分けると、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに分類されます。それらが脅かされることの具体例を示します。

現在全国の児童相談所で2018年度中に対応した児童虐待相談件数は15万9,850件で、過去最多となりました。虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子どもが虐待によって命を落としていることとなります。また、2018年度に自殺した小・中・高校生は前年比33%増の332人で、過去最多です。根源的原因の一つに差別問題があります。

第2条1項「差別の禁止」、第23条「障害ある子ども」

日本の国内法・学校教育法、障害者基本法、障害者差別解消法にあっても、分け隔てられることなく教育を受け、共生を目標とすることが明示されていますが、子どもの権利委員会の勧告にありますように、現実とは大きな隔たりがあります。

根源的原因のもう一つに家庭の不和、離婚問題があります。

第19条「暴力などからの保護」、第34条「性的搾取からの保護」

離婚後、同居親やその恋人から児童が虐待を受ける事件が近年増加しています。

第9条「親と引き離されない権利」

親子不分離の原則が明示されていますが、厳守する制度がないために、離婚後の親子断絶、実子誘拐、学校行事などに参加できないなど片親疎外が後を絶たず、片親引き離し症候群（精神異常、非行化、自傷自殺など）に苦しむ子どもが後を絶ちません。

第18条「子どもの養育はまず親の責任」、第39条「被害に遭った子どもを守る」、第20条「家庭を奪われた子どもの保護」

片親疎外された別居親は子どもを助けること、親としての養育責任を果たすことができません。

このことから、同居親やその恋人からの児童虐待から子どもを救い出す機会を失います。地域でのサポートの観点から見ると、児童相談所などへ通報、報告がありますが、相談件数が多く担当部署だけでは対応し切れず、行政による子どもの保護には限界があります。

第28条「教育を受ける権利」

諸事情により非行、ひきこもりになり、登校拒否になった子どもは、教育を受ける権利を放棄してしまいます。国内の不登校件数は年々増加傾向です。従来の組織では対応し切れなくなっています。

第6条「生きる権利、育つ権利」、第31条「休み、遊ぶ権利」

市内での公園利用についての制限や地域からの通報などで、子どもが遊び、伸び伸びと成長できる場が地域に失われつつあります。

これら様々な困難に対し、学校、教育センター、児童相談所、子ども相談センター、などの公共の支援を様々な要因で受けたくても受けられない子どもが増えています。公共の支援を受けられない子どもに対し市民が個人的に支援する状況であり、支援が行き届かない難しい状況です。

第12条「子どもが意見を表す権利」

私たち大人が子どもの権利の理解が不足していることにより、子どもが意見を表す機会を奪っていることもあります。

第41条「子どもにとってもっとよい法律」

子どもたちが両親をはじめ多くの大人から最大限の愛情と養育を享受でき、地域住民、市役所、市議会、学校と関係機関が手を取り合い、子どもの声を多く集め、様々な面から子どもたちが幸せな市民生活、社会づくりを考える第三者機関の設置を望みます。

以上のことから、武蔵野市に対して、下記事項について陳情をいたします。

記

市民と行政で多くの子どもにまつわる意見を拾い、児童の権利に関する条約を促進する研究・議論をする第三者機関の設置を求めます。